

# 仕 様 書

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課  
(担当：北山、森川 電話 222-3411)

件 名	元京都市健康増進センター 植栽剪定・除草及び木の伐採業務
契約期間	契約の日の翌日～令和7年8月31日
契約条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 本業務は、元京都市健康増進センター敷地内にある植栽を、歩行者、隣地者の支障とならないよう剪定を行うとともに、敷地・建物等の境界線に生える雑草を抜き取りにより除草するもの。加えて、敷地内にある桜の木（1本）を伐採するものである。</li><li>2 業務の履行場所は以下のとおりとする。 施設名： 元京都市健康増進センター 所在地： 京都市南区西九条南田町1番地2 敷地面積： 4,363.76㎡ 植栽位置： 別添のとおり</li><li>3 本業務の実施日時は、京都市と受託者が協議により決定する。</li><li>4 受託者は、京都市が契約について定める条例、規則、細則及び労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則その他関係法令を遵守のうえ、本業務について誠意をもって実施すること。</li><li>5 剪定・除草した枝・葉・草等については、受託者が引き取り、京都市の再生処分の許可を持つ資源化施設に搬入、若しくは自社において可能な限り再資源化処分を行う。</li><li>6 本業務に必要な機材等は、受託者において用意する。</li><li>7 受託者は、本業務完了後、業務の履行状況が確認できる書類を完了報告書とともに、5日以内に提出すること。委託料の支払いについては、履行確認後、受託者からの請求を受けて支払うものとする。</li><li>8 受託者は、本業務の履行に際し知り得た個人情報その他の秘密情報を、契約期間の内外を問わず、外部に公表または漏えいしないこと。</li><li>9 この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、京都市と受託者とが協議のうえ決定する。</li></ol>